

仙台市火災予防規則第4条で規定する防火対象物の点検基準に係る点検要領

(平成15年4月8日消防局長決裁)

目 的

この要領は、防火対象物定期点検制度に係る市長が規定した「防火対象物の点検基準」について、点検方法及び判定方法等を定め、防火対象物点検資格者が行う防火対象物点検において、この点検要領に従い、確実かつ適正に点検を推進することを目的とする。

第1 火を使用する設備の位置、構造及び管理等

1 留意事項

- (1) 点検の対象とする火を使用する設備等は、炉・ふろがま・温風暖房機・ボイラー・ストーブ・壁付暖炉・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・簡易湯沸設備・給湯湯沸設備・ちゅう房設備・燃料電池発電設備・掘りごたつ及びいろり・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機・変電設備・急速充電設備・発電設備・蓄電池設備・ネオン管灯設備・舞台装置等の電気設備・避雷設備・水素ガスを充てんする気球・火を使用する設備に付属する煙突とすること。
- (2) 点検の対象とする火を使用する器具等は、液体燃料を使用する器具・固体燃料を使用する器具・気体燃料を使用する器具・電気を熱源とする器具・使用に際し火災の発生のおそれのある器具とすること。
- (3) 仙台市火災予防条例（以下「条例」という。）で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火の使用に関する制限等の基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するように助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (4) 届出を要する火を使用する設備等を設置している場合は、所轄消防署長（以下「署長」という。）に届け出されている内容を確認すること。

2 点検方法等

点 検 項 目			点 検 方 法	判 定 方 法
火	火 を 使 用	設備の位置	設備の位置について目視により確認すること。	設備から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。 ただし、火花を生ずる設備・放電加工機・変電設備・蓄電池設備・避雷設備・水素ガスを充てんする気球を除く。

使用する設備の位置	使用する設備等	設備の管理	1 設備の管理の状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。 2 一般サウナ設備・燃料電池発電設備・変電設備・急速充電設備・発電設備・蓄電池設備設置場所及び気球掲揚網の固定箇所には、条例に定める標識が設置されているか目視により確認すること。	1 設備及びその附属設備に破損、亀裂及び燃料漏れがないこと。ただし、掘りごたつ及びいろりを除く。 2 ちゅう房設備の天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。 3 一般サウナ設備・燃料電池発電設備・変電設備・急速充電設備・発電設備・蓄電池設備設置場所及び気球掲揚網の固定箇所には、条例に定める標識が設置されていること。
	火を 使用する器具等	器具の取扱い	器具の取扱いについて関係のある者の聴取及び目視により確認すること	1 器具から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に、炭化状態が見られないこと。 2 不燃性の床上又は台上で使用していること。

置 ・ 構 造	火 の 使 用 に 関 する 制 限 等	喫煙等の制限	1 条例に基づき火の使用に関する制限がされている場所（以下「禁止場所」という。）において、喫煙し、裸火を使用し又は火災予防上危険な物品の持ち込み（以下「禁止行為」という。）を行っていないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。 2 禁止場所には、条例で定める標識が設置されているか目視により確認すること。 3 禁止場所を有する防火対象物には、吸いながら容器を設置した喫煙所を設け、条例で定める標識を設置しているか目視により確認すること。	1 禁止場所において、禁止行為が行われないう措置されていること。 ＊署長から禁止場所での禁止行為について火災予防上支障がないと認められている場合は、解除承認等書類により確認すること。 2 禁止場所には、条例に定める標識が設置されていること。 3 吸いながら容器を設置した喫煙所が設けられ、条例で定める標識が設置されていること。
		たばこの吸いがらの処理	吸いがらの処理について、関係ある者の聴取及び目視により確認する。	不燃材料で造られた専用の容器に収納処理されていること。
		化学実験室等における危険物等の取扱い	「第 2 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い」の点検方法（位置・構造・設備及び配管は除く。）に準じて行うこと。 （＊少量危険物未満の危険物等を取扱う場合に限る。）	「第 2 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い」の判定方法（位置・構造・設備及び配管は除く。）に準じて行うこと。
		がん具用煙火の制限	がん具用煙火を火薬類取締法施行規則で定める数量の 5 分の 1 以上取り扱っている場合は、貯蔵又は取扱いの状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること	ふたのある不燃性の容器に入れるか、防災処理したおおいをしていること。

第 2 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い

1 留意事項

- (1) 条例で定める指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に適合していないと認められる場合は、防火対象物の関係者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」に記入すること。
- (2) 指定数量の5分の1以上（個人の住宅で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、署長に届出されている内容を確認すること。
- (3) 地下タンクからの危険物の漏れは、漏洩検査管若しくは検知管により確認すること。

2 点検方法等

点 検 項 目			点 検 方 法	判 定 方 法
指定数量未満の危険物の貯蔵	少量危険物未満	貯蔵又は取扱い	1 貯蔵又は取扱う数量について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。 2 取扱う場所について整理及び清掃を行っているか目視により確認すること。	1 指定数量以上の危険物が貯蔵又は取扱いされていないこと。 2 みだりに空箱その他の不必要な物件を置いていないこと。
		火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気が使用されていないこと。
		漏れ、あふれ又は飛散の防止	漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。	漏れ、あふれ又は飛散がないこと。
		容 器	1 貯蔵又は取扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認すること。 2 貯蔵又は取扱う容器が容易に転倒、転落しないか目視により確認すること。	1 容器に破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。 2 地震等により容器が容易に転倒、転落又は他の落下物により損傷を受けないように必要な措置を講じていること。
	標 識 ・ 掲 示 板		貯蔵又は取扱っている場所に標識、掲示がなされているか目視により確認すること。	貯蔵又は取扱っている場所に応じた標識、掲示がなされていること。

蔵 又 は 取 扱 い	位 置 ・ 構 造 ・ 設 備	貯蔵又は取扱っている位置、構造、設備について、関係のある者の聴取及び書類等により確認すること。	条例の技術上の基準に適合していること。
	機器及び計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか適正に維持管理されているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	設置された機器、計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が正常に機能していること。
	タンク本体	1 タンクにさびがないか目視により確認すること。 2 引火防止装置に損傷、目詰まり、腐食がないか目視により確認すること。 3 流出を防止するための措置について目視により確認すること。 4 地震等により容易に転倒又は落下しないよう設けられているか目視により確認すること。	1 タンクに著しいさびがないこと。 2 引火防止装置に目詰まり、著しい損傷及び腐食がないこと。 3 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。 4 地震等により容易に転倒、落下しないための措置がきちんとしてとられていること。
	配 管	配管に腐食等がないか目視により確認すること。	著しい腐食及び損傷がないこと。

第3 指定可燃物等の貯蔵及び取扱い

1 留意事項

- （１）条例で定める指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に適合していないと認められる場合は、防火対象物の関係者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」に記入すること。
- （２）定められた数量の５倍以上の数量（可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、定められた数量）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、署長に届出されている内容を確認すること。
- （３）地下タンクからの可燃性固体類等の漏れは、漏洩検査管若しくは検知管により確認すること。

2 点検方法等

点 検 項 目			点 検 方 法	判 定 方 法
指 定 可 燃 性 液 体 等 の 貯 蔵 又 は 取 扱	可 燃 性 液 体 等	火 気 の 使 用 制 限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気が使用されていないこと。
		標 識 ・ 掲 示 板	貯蔵又は取扱っている場所に標識、掲示がなされているか目視により確認すること。	貯蔵又は取扱っている場所、形態に応じた標識、掲示がなされていること。
		位 置 ・ 構 造 ・ 設 備	貯蔵又は取扱っている位置、構造、設備について、関係のある者の聴取及び書類等により確認すること。	条例の技術上の基準に適合していること。
		漏れ、あふれ又は飛散の防止	可燃性固体類等が漏れ、あふれ又は飛散がないこと。	可燃性固体類等が漏れ、あふれ又飛散していないこと。
		容 器	可燃性固体類等を貯蔵又は取扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認すること。	容器に破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。
		機器及び計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	設置された機器、計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が正常に機能していること。
		タ ン ク 本 体	1 タンクにさびがないか目視により確認すること。 2 流出を防止するための措置について目視により確認すること。 3 地震等により容易に転倒又は落下しないよう設けられているか目視により確認すること。	1 タンクに著しいさびがないこと。 2 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。 3 地震等により容易に転倒、落下しないための措置がきちんとしてとられていること。

い	配管	配管に腐食等がないか目視により確認すること。	著しい腐食及び損傷がないこと。
	火 気 の 使 用 制 限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気が使用されていないこと。
	綿 花 類 等 標 識 ・ 掲 示 板	貯蔵又は取扱っている場所に標識、掲示がなされているか目視により確認すること。	貯蔵又は取扱っている場所、形態に応じた標識、掲示がなされていること。
	位 置 ・ 構 造 ・ 設 備	貯蔵又は取扱っている位置、構造、設備について、関係のある者の聴取及び書類等により確認すること。	条例の技術上の基準に適合していること。
	集 積 単 位	集積単位の区分及び相互間の距離が適正に保たれているか、目視又は関係のある者の聴取により確認すること。	一集積単位の面積に応じた集積単位相互間の距離が保たれていること。

第4 消防用設備等

1 留意事項

- (1) 点検の対象とする消防用設備等は、消火器具・屋内消火栓設備・自動火災報知設備・避難器具・消防用水とすること。
- (2) 防火対象物の用途等に変更があるか、署長に届出されている消防用設備等設置届出書の内容を確認し、条例で定められた消防用設備等に関する基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するように助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (3) 条例第46条の規定が適用されている消防用設備等については、防火対象物の位置、構造等が基準に適合していることを確認すること。

2 点検方法等

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
消 防 用 設 備 等	消火器具	1 条例の設置に係る基準に従って設置されているか、関係のある者の聴取、消防用設備等設置届出書の確認及び目視により確認すること。 2 防火対象物又はその部分に消火器具の設置の有無を確認すること。	防火対象物又はその部分の用途、区画に応じ、必要な能力単位の消火器具が設置されていること。
	屋内消火栓設備	1 条例の設置に係る基準に従って設置されているか、関係のある者の聴取、消防用設備等設置届出書の確認及び目視により確認すること。 2 防火対象物に屋内消火栓設備の設置の有無を確認すること。	防火対象物又はその部分の用途、構造等に応じ、設置されていること。
	自動火災報知設備	1 条例の設置に係る基準に従って設置されているか、関係のある者の聴取、消防用設備等設置届出書の確認及び目視により確認すること。 2 防火対象物に自動火災報知設備の設置の有無を確認すること。	防火対象物又はその部分の用途、構造等に応じ、設置されていること。
	避難器具	1 条例の設置に係る基準に従って設置されているか、関係のある者の聴取、消防用設備等設置届出書の確認及び目視により確認すること。 2 防火対象物に避難器具の設置の有無を確認すること。	防火対象物又はその部分の用途、構造等に応じ、設置されていること。

消防用水	1 積雪時において消防ポンプ自動車容易に接近できるように維持されているか、目視により確認すること。 2 標識が条例の設置に係る基準に従って設置されているか、関係のある者の聴取、消防用設備等設置届出書の確認及び目視により確認すること。	1 積雪時において消防ポンプ自動車容易に接近できるように維持されていること。 2 消防用水には見やすい箇所に、火災予防条例に定める標識が設置されていること。						
基準の特例	防火対象物の位置、構造及び設備の状況から条例第46条を適用された消防用設備等については、防火対象物の位置、構造及び設備の状況について確認すること。	避難器具については、開放型廊下又はバルコニー等が避難上有効に設けられていること。 1 開放型廊下 直接外気に開放され、火災時に発生する煙を有効に外部に排出できる廊下。 2 バルコニー等 庇、下階の屋根を含み、幅員0.6m以上で高さが1.1m以上1.3m以下の手すりがあること。 ※ 区画をまたがること。 <table border="1" data-bbox="1496 895 1917 1061"> <tr> <th colspan="3">開放型廊下又はバルコニー等</th></tr> <tr> <td>A</td><td>B</td><td>C</td></tr> </table>	開放型廊下又はバルコニー等			A	B	C
開放型廊下又はバルコニー等								
A	B	C						

附 則

この要領は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和8年9月18日から実施する。